

## 排水設備設置義務の免除許可に関する基準

## (免除許可の対象)

第1条 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書に規定する許可（以下「免除許可」という。）の対象となる下水とは、次に掲げるもの（し尿及び水洗便所から排除される汚水並びに水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第9項に規定する生活排水を除く。）とする。

- (1) 雨水等の自然水
- (2) 間接冷却水（汚水であっても冷却の用に供した水（工場及び事業場に配置される施設（装置及び設備を含む。）を間接的に冷却することに用いる水に限る。）で特別な処理（水質基準表の水質基準（以下「水質基準」という。）に適合させるための処理をいう。以下同じ。）を要せず、雨水と同程度以上に清浄であるものをいう。）
- (3) プール排水（プールからの排水であって特別な処理を要せず、雨水と同程度以上に清浄であるものをいう。）
- (4) 前3号に掲げる下水以外の下水で特別な処理（他の良質水による希釈を含む。）を要せず、水質基準を恒久的及び安定的に維持し得る下水

## (免除許可の要件)

第2条 市長は、前条の免除許可の対象となる下水が、市長が必要と認めた水質基準表の項目のうち、水質基準を超えない場合で、次に掲げる要件のいずれをも満たすときは、免除許可を行うものとする。

- (1) 放流しようとする公共水域の管理者等からその公共水域の利用について許可を受けていること。
- (2) 免除許可に係る下水の放流先が公共水域であって、その流末が法第2条第3号に規定する公共下水道に接続していないものであること。
- (3) 当該下水を排出する設備は、その他の排水設備と完全に分離した排水系統であり、かつ、当該下水を排出する排水系統が容易に確認し得る状態を保持していること。
- (4) 前条第2号から第4号までに規定する下水を排出する場合は、免除許可に係る申請をする前の直近1年間の良好な排水実績があり、終末処理場と同様の水質を測定し、記録できる体制を有すること。
- (5) 前条第4号に規定する下水を排出する場合は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第7条第1項に規定する公害防止管理者の資格を有する者のうち、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和46年政令第264号）別表第3の5の項から8の項までに規定する公害防止管理者の資格を有する者が当該下水を排出する工場又は事業場に勤務していること。
- (6) 当該下水を排出する設備は、災害時に速やかな排水停止措置をとる等の対応ができる構造であること。
- (7) 法第38条の規定に基づき、免除許可を取り消された者が再度免除許可の申請を行う場合は、免除許可が取り消された日から起算して1年以上が経過していること。

## 水質基準表

項目	水質基準
水素イオン濃度	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量	25 mg/ℓ以下
化学的酸素要求量	25 mg/ℓ以下

浮遊物質	50 mg/リットル 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/リットル 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	5 mg/リットル 以下
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/リットル 以下
シアン化合物	1 mg/リットル 以下
有機リン化合物	0.2 mg/リットル 以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/リットル 以下
六価クロム化合物	0.5 mg/リットル 以下
砒素及びその化合物	0.1 mg/リットル 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/リットル 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと (※)
P C B	0.003 mg/リットル 以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/リットル 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/リットル 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/リットル 以下
四塩化炭素	0.02 mg/リットル 以下
1, 2 - ジクロロエタン	0.04 mg/リットル 以下
1, 1 - ジクロロエチレン	1 mg/リットル 以下
シス- 1, 2 - ジクロロエチレン	0.4 mg/リットル 以下
1, 1, 1 - トリクロロエタン	3 mg/リットル 以下
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.06 mg/リットル 以下
1, 3 - ジクロロプロペン	0.02 mg/リットル 以下
チラウム	0.06 mg/リットル 以下
シマジン	0.03 mg/リットル 以下
チオベンカルブ	0.2 mg/リットル 以下
ベンゼン	0.1 mg/リットル 以下
セレン及びその化合物	0.1 mg/リットル 以下
フェノール類	0.5 mg/リットル 以下
銅及びその化合物	1 mg/リットル 以下
亜鉛及びその化合物	1 mg/リットル 以下
鉄及びその化合物 (溶解性)	3 mg/リットル 以下
マンガン及びその化合物 (溶解性)	1 mg/リットル 以下
クロム及びその化合物	2 mg/リットル 以下
ふっ素及びその化合物	8 mg/リットル 以下
ほう素及びその化合物	10 mg/リットル 以下
1, 4 - ジオキサン	0.5 mg/リットル 以下
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/リットル 以下
ニッケル及びその化合物	1 mg/リットル 以下
大腸菌群数	3,000 個/ミリリットル 以下

外観	受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りが無いこと。
臭気	受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含まないこと。

※「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。